現行	改正後	備考
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	
第3条 略	第3条 略	
2、3 略	2、3 略	
4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業	4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業	
者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任</u>	者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、	
者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に	必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に	
対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならな	対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければ</u> ならな	
ν' _o	ν _°	
(従業者の員数)	(従業者の員数)	
第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支	第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支	
援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童	援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童	
発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるもの	発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるもの	
を除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその	を除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその	
員数は、次のとおりとする。	員数は、次のとおりとする。	
(1) 児童指導員(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設	(1) 児童指導員(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設	
備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例	備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例	
第71号)第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同	第71号)第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同	
じ。)、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規	じ。)又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供	
定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法	を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当	
第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通	たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の	
常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以	数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上	
外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含		

	1
む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す	
ると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る	
業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」とい	
う。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間	
帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指	
導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に	
掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上	
ア 障害児の数が10までのもの 2以上	ア 障害児の数が10までのもの 2以上
イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を	イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を
超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(2) 略	(2) 略
2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所にお	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所にお
いて日常生活 を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能	<u>いて、日常生活</u> を営むのに必要な機能訓練を <u>行う場合には</u> 機能
訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職	訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職
員をいう。以下同じ。) を	員をいう。以下同じ。)を <u>、</u> 日常生活及び社会生活を営むために
	<u>医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童</u>
	福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関
	- する基準 (平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」とい
	- う。) 第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以
PPL 2 . 2 . 1. 1. 1. 1. 1. 2. 2. 2.	ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看
置かなければなら	護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。
ない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達	WHILE I NO SALEMAN OF A CHARLES OF SALEMAN O
支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定	
児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の	

<u>数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に</u> 含めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援 事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケ アを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第2項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第2項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士 法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1 項に規定する特定行為をいう。次条第2項第3号及び第73条 第2項第3号において同じ。)のみを必要とする障害児に対 し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) 略
 - (2) 看護職員<u>(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。</u> <u>以下同じ。)</u> 1以上
 - (3)~(5) 略

<u>4</u> 略

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験 者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号

定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務 をいう。次条第2項第3号及び第73条第2項第3号において 同じ。)を行う場合

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) 略
 - (2) 看護職員

1以上

(3)~(5) 略

- <u>5</u> 略
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士

のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合に

の児童指導員<u>、保育士及び障害福祉サービス経験者</u>の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
7 略
第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において<u>日常生活</u>を営むのに必要な機能訓練を行う場合<u>は、機能訓</u> 練担当職員を

置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

おける第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数

_____の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 略

第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該

当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援 事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケ アを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士 法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)

3 前項 の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児 童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の 各号に掲げる従業者を

置かなければな

らない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、 その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)、(2) 略

(新設)

4 第2項 の規定にかかわらず、主として重症心身障害 児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる 従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならな い。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)、(2) 略

(新設)

において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害 児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環と して特定行為業務を行う場合

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児 童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の 各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあ っては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければなら ない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、 その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)、(2) 略

- (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害 児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる 従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならな い。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、そ の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)、(2) 略

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合に おける第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以

- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位 は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の 障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又 は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の 提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員 については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させ ることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 略

2、3 略

4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24 年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。) 第23条第4 項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5、6 略

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 略

 $2 \sim 4$ 略

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっ 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっ ては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等

上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

- 7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位 は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の 障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従 8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従 業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又 は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の 提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員 については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させ ることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 略

2、3 略

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令

第23条第4

項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5、6 略

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 略

 $2 \sim 4$ 略

ては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等

を招集して行う会議

_____を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6~10 略

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (第44条 において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(12) 略

(勤務体制の確保等)

第39条 略

2、3 略

(新設)

(新設)

を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u>を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6~10 略

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (第44条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(12) 略

(勤務体制の確保等)

第39条 略

2、3 略

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定

(非常災害対策)

第41条 略

2 略

(新設)

(衛牛管理等)

第42条 略

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所 にお 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所にお いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

- し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならな V /
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画につ いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しな ければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (非常災害対策)

第41条 略

- 2 略
- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当た って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならな V /

(衛牛管理等)

第42条 略

- いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に 掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の

(掲示)

第44条 略

(新設)

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(<u>次項</u>において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

(新設)

予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第44条 略

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

- 第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 略
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適性化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(虐待等の禁止)

第46条 略

(新設)

(地域との連携等)

第52条 略

達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限 る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児 若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍 する保育所、学校教育法に規定する幼稚 園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 若しくは特別支 援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。

(虐待等の禁止)

第46条 略

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)を定期的に開催するとともに、そ の結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐 待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く こと。

(地域との連携等)

第52条 略

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発 達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限 る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児 若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍 する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚 園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 若しくは特別支 援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に 規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの 相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければな らない。

(従業者の員数)

- ・童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発 |達支援事業者||という。) が当該事業を行う事業所(以下「基準| 該当児童発達支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該 当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、 保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 略
- 2 略
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験 者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 (準用)
- 項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、

規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの 相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければな らない。

(従業者の員数)

- 第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児│第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児 童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発 達支援事業者 という。) が当該事業を行う事業所(以下「基準 該当児童発達支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員又は保育士 当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又 は保育士 の合計数が、次に掲げる 障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 略
 - 2 略

(削る)

(準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5|第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5 項を除く。) から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、 第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び第5 5条の2の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用 する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは 「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは 「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、 第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医 療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他 の専門医療機関 と、第44条中 「従業者の勤務の体制、前 条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第5 5条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児 童発達支援計画 | と、第55条第2項第3号中「第36条 | とあるの は「第69条」と、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法 人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放」第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放 課後等デイサービス事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。) に置くべ き従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放 課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通 じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童 指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次 に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以 上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上

第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び第5 5条の2の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用 する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは 「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは 「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、 第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医 療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他 の専門医療機関 と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前 条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第5 5条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児 童発達支援計画 | と、同項第3号 中「第36条 | とあるの は「第69条」と、第55条の2第1項中「の役員」とあるのは「(法 人にあっては、その役員)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 課後等デイサービス事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。) に置くべ き従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 児童指導員又は保育士 指定放 課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通 じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童 指導員又は保育士 の合計数が、次 に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以 上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において<u>日常生活</u>を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を

置かなければならな

い。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

- イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 略
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療 的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。

ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイ サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して 医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせ る指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービス の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練 担当職員を置かないことができる。

(1)~(5) 略

4 略

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験 者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号

の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス 経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならな 1,

護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合 に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要 とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又は その一環として特定行為業務を行う場合

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合におい て、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位 ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デ イサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の 数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせ る指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービス の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練 担当職員を置かないことができる。

 $(1)\sim(5)$ 略

- 5 略
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士 のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合に おける第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数 の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならな

1

8 略

(従業者の員数)

- 第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当诵所支援(以下「基 準該当放課後等デイサービス」という。) の事業を行う者(以下 「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」と いう。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該 当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯 を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当 たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計 数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定 める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 略
- 2 略
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験 者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 (従業者の員数)

第81条の3 略

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴 2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若 しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基 準該当放課後等デイサービス」という。) の事業を行う者(以下 「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」と いう。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士 当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯 を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当 たる児童指導員又は保育士 の合計 数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定 める数以上
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を 超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 略
- 2 略

(削る)

(従業者の員数)

第81条の3 略

覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若 しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大 、心理学を専修する学科

一書しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 略

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条______、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条の2まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替

学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 略

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条の2まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替

えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項) 及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35 条から第37条まで、第39条 、第42条、第44条から第 46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から 第55条の2まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この 場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条に おいて準用する第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号 及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第8 1条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第8 9条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び 第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計 画」と、第44条中 「従業者の勤務の体制、前条の協力医療 機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第1 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」 と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機 能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する<u>第6条第1項</u>、 第2項及び第4項、第7条

_、第63条、<u>第73条第1項、第2項及び第4項</u> 、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第

えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項 及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35 条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第 46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から 第55条の2まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この 場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条に おいて準用する第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号 及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第8 1条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第8 9条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び 第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計 画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療 機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第1 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」 と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機 能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する<u>第6条第1項</u> から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)、 第63条、<u>第73条第1項から第3項まで及び第5項</u>、第81条の3第 1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項

1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。) | とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達 支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童 発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援 | とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定 児童発達支援 | とあるのは「指定通所支援 | と、第7条第1項中 「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、 同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」 と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とある のは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」 とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中 「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第6 3条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」 という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療 型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7 3条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」 という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指 定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条 第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指 定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」 とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所(以 中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」

とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定 児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、 同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあ るのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事 業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指 定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第 1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」 とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支 援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事 業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」と あるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デ イサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指 定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」 と、同条第3項及び第5項

中「指定放課後等デイサービス」とあるのは 「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所(以下「指定 下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に 規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第6条第 5項及び第73条第5項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所 に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者 を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとする ことができる。

附則

(経過措置)

第2条 指定障害福祉サービス基準条例附則第3条に規定する旧 指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障が い者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉 施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する ための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下 「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により整備法第5 条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」とい う。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされてい るものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項 第2号、第2項及び第6項並びに第73条第1項第2号、第2項及 び第5項の規定は適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第2 8条、第29条並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用に ついては、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「1 居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に 規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第6条第 6項及び第73条第6項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所 に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者 を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとする ことができる。

附則

(経過措置)

第2条 指定障害福祉サービス基準条例附則第3条に規定する旧 指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障が い者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉 施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する ための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下 「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により整備法第5 条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」とい う。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされてい るものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項 第2号、第2項及び第7項並びに第73条第1項第2号、第2項及 び第6項の規定は適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第2 8条、第29条並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用に ついては、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「1

- 5」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、 児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業 所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同 条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任 者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第73 条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 第3条 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)の数は、それぞれ2以上」とする。
- 5」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、 児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業 所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同 条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任 者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第73 条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 第3条 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア<u>及び第4項第1号</u>の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)の数は、それぞれ2以上」とする。